

# 総合環境センター溶融施設排ガス分析業務委託に係る仕様書

## （本仕様書の適用範囲）

第1条 本仕様書は、「総合環境センター溶融施設排ガス分析業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## （本業務の目的）

第2条 本業務は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第16条および同法第18条の35の規定に基づき、総合環境センター溶融施設から排出される排ガス中のばい煙量等および水銀濃度の分析を行うとともに、処理施設の機能および現況を把握し、周辺の環境保全対策や施設整備の基礎資料とすることを目的とする。

## （試料の採取場所）

第3条 本業務における試料の採取は、秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内にある総合環境センター溶融施設の別添図面により示した場所とする。なお、煙道に設置された排ガス採取口までは、溶融施設内のエレベーターで6階まで上昇したのち、屋内階段にて23メートル登る経路となる。

## （履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （成果品）

第5条 本業務の成果品は、次によるものとする。

（1）分析結果の報告書（A4版を各回の分析毎に1部）

ア ばい煙量等 年10部

イ 水銀濃度 年12部

（2）すべての分析業務完了後、各回の報告書を整理した業務報告書2部およびその電子ファイル（PDF形式）1部

## （法令の遵守）

第6条 受託者は、本業務を実施するに当たり、各種の関係法令等を遵守しなければならない。

## （費用の負担）

第7条 本業務における試料採取および分析等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

## （再委託）

第8条 本業務における第三者への再委託については、禁止とする。

## （検査）

第9条 受託者は、本業務の完了後、所定の手続を経て発注者の検査を受

けるものとする。この場合において、成果品の納品後、記入漏れ、不備又は誤りが発見されたときは、受託者は、直ちに責任をもって訂正の上、再提出するものとする。

2 本業務は、検査合格をもって完了とする。

(機密の保持)

第10条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後においても、同様とする。

(業務の遂行)

第11条 受託者は、業務委託契約書および本仕様書に基づき本業務を遂行しなければならない。

(実施時期および数量等)

第12条 本業務における各回の実施時期については、施設の運転状況を確認した上で、発注者が事前に選定するものとし、数量については、別紙「分析項目一覧表」のとおりとする。

(試料採取および分析の方法)

第13条 本業務における試料採取および分析の方法については、関係法令に定める方法とし、特に定めのない事項については、日本産業規格（JIS）および環境省が定めるマニュアル等に準ずるものとする。

(分析結果の記録および報告)

第14条 受託者は、次の事項を記録し、各回の分析終了後、結果を書面で発注者に報告するものとする。

- (1) 採取時における排ガスの状態等
- (2) 分析の結果
- (3) その他、特記事項等

2 前項の報告書作成に必要なデータであって、発注者が保持しているものについては、受託者の求めに応じ発注者が提示するものとする。

(安全対策)

第15条 受託者は、本業務実施中における安全確保のため、事前に試料の採取者等へ次の注意事項を踏まえた適切な指示を行うとともに作業場所に応じた保護具等の着用を徹底させること。

- (1) 試料採取場所における単独作業の実施は、危険であること。
- (2) 試料採取場所は、ヘルメット、防護マスクおよび手袋等の保護具を装着するべき場所であること。
- (3) 試料採取場所は、酸素濃度の低下および一酸化炭素等の有害ガスが発生するおそれがあるため、必ず有害ガス等を測定する機器を携帯するとともに、異常が認められた場合は、速やかに退避すること。

(協議)

第16条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者、受託者双方で協議し、決定するものとする。

別紙  
分析項目一覧表

種類	項目	1号炉	2号炉	計
ばい煙量等の測定	ダスト濃度	5	5	10
	硫黄酸化物の量	5	5	10
	窒素酸化物の濃度	5	5	10
	塩化水素濃度	5	5	10
水銀濃度の測定	水銀濃度	6	6	12
計		26	26	

ばい煙量の測定は、4項目を測定し、1号炉、2号炉ともに年間5回測定を実施する。  
水銀濃度の測定は、1号炉、2号炉ともに年間6回測定を実施する。  
各測定方法は、仕様書に示すとおりとする。